

近鉄御所駅前駐車場管理指針

(趣旨)

第1条 この指針は、地域における道路交通の円滑化を図り自動車利用者の利便に資するため、御所市(以下「市」という。)が近鉄御所駅前整備事業に着手するまでの間、自動車の駐車施設(以下「駐車場」という。)を設置、運用するために必要な事項を定める。

(名称及び場所)

第2条 駐車場の名称及び場所は、別表1のとおりとする。

(利用できる自動車)

第3条 駐車場を利用することができる自動車は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動車とする。ただし、次のいずれかに該当する自動車は、駐車場を利用することができない。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車
- (2) 危険物を積載している自動車
- (3) 駐車場の施設又は他の自動車を破損し、又は汚損するおそれのある自動車
- (4) 前各号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある自動車

(利用方法)

第4条 駐車場は、1箇月を単位として利用することができる。

- 2 前項の規定による利用(以下「定期利用」という。)をしようとする者は、近鉄御所駅前駐車場利用申請書(様式第1号)に、自動車検査証を添えて市長に提出しなければならない。また、継続を申し出る場合も同様とする。
- 3 前項の規定による申請は、定期利用の開始を希望する月の前月の末日までにするものとする。但し、前月の末日が閉庁日の場合はその前日の開庁日とする。
- 4 市長は、駐車場に空きがなくなったときは、第2項に規定する申請を受け付けないものとする。

(定期駐車券の交付等)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請に基づき定期利用を許可したときは、定期駐車券(様式第2号)を申請者に交付するものとし、交付を受けた者を定期利用者と呼ぶ。

- 2 前項の駐車券の有効期間は、定期利用開始月から利用開始年度の3月31日までとする。
- 3 有効期間満了日までに継続の申し出があった場合は、定期利用の延長を妨げないものとし、翌年度の4月1日から3月31日までの期間の定期駐車券を新たに交付するものとする。
- 4 定期利用者は、定期駐車券を他人に転貸、譲渡、贈与、又は貸与してはならない。
- 5 定期駐車券は、再発行しない。ただし、定期駐車券を破損し、又は汚損したため使用できなくなったときは、この限りでない。
- 6 定期利用者は、定期駐車券を紛失したときは、直ちに市長に届け出てその指示に従

わなければならない。

(申請内容変更の届出)

第6条 定期利用者は、第4条第2項の規定による申請内容に変更が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(駐車料金の納付)

第7条 定期利用者は、別表2に定める駐車料金を利用月の末日までに納付しなければならない。

(駐車料金の返還)

第8条 既納の駐車料金は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(禁止事項)

第9条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設又は他人が所有する自動車を破損し、又は汚損すること。
- (2) 他人が駐車するのを妨げること。
- (3) 指定された場所以外に駐停車すること。
- (4) 第4条第2項の規定による定期駐車券で、許可された自動車以外の自動車を駐停車すること(以下「無断駐車」という。)
- (5) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他汚物を捨てること。
- (6) 物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (7) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (8) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第10条 駐車場の施設を破損し、又は滅失した者及び無断駐車をした者には、別表3に定める額を賠償させることができる。ただし、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(駐車場内における損害の責任)

第11条 駐車場内に駐車する自動車の損傷、盗難若しくは事故又は天災その他の災害については、市はその賠償の責任を負わない。

(休止)

第12条 市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上特に必要があると認めたとき及び御所市が事業実施のために駐車場を利用することを決定したときは、駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。但し、休止期間の月の利用料は徴しないこととする。

(定期利用の解除・通知)

第13条 市長は、次の各号の一に該当するときは、定期利用を解除することができる。

- (1) 御所市が、駐車場として利用している土地を、公用又は公共の用に供する必要性が生じたとき。但し、明渡しを求める3ヶ月前までにその旨の通知を行う。
- (2) 定期利用者が、この要綱の各条項に違反したとき。

(3) 定期利用者から解約の申し出があったとき。

(その他)

第14条 この指針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この指針は、平成25年12月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

駐車場の名称	場 所
近鉄御所駅前駐車場	御所市大字東松本9-2
	御所市大字東松本9-5
	御所市大字東松本10-3
	御所市大字東松本10-4
	御所市大字東松本10-5
	御所市大字東松本10-11
	御所市大字東松本11-2
	御所市大字東松本430

※ 区画は付表1に示すとおり。

別表2(第7条関係)

駐車場の名称	駐 車 料 金
近鉄御所駅前駐車場	月額8,000円

別表3(第10条関係)

損害等の原因	賠 償 額
駐車場の施設のき損又は滅失	修繕又は原状回復に要する額
無断駐車	月額料金を30日で割り、無断駐車日数を乗じた金額